

# 国立大学法人電気通信大学協賛金取扱規程

平成28年 5月25日

改正

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における協賛金の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「協賛金」とは、本学が実施するシンポジウム、公開講座及び各種コンテスト等の教育研究活動事業の運営援助のために企業、団体又は個人等（以下「企業等」という。）から受け入れる資金をいう。

(協賛事業の申請及び決定)

第3条 協賛金を受け入れる教育研究活動事業（以下「協賛事業」という。）を実施しようとする者（以下「事業実施者」という。）は、別に定める実施申請書を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請があった場合は、審査の上、実施の可否を決定する。

(協賛事業の期間等)

第4条 協賛事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、1年以内の期間で協賛事業ごとに定めるものとする。

2 事業実施者は、事業期間の延長を希望する場合には、事業期間内に別に定める延長申請書を学長に提出するものとする。

3 学長は、前項の申請があった場合は、審査の上、延長の可否を決定する。

(協賛の申込)

第5条 協賛事業の趣旨に賛同した企業等（以下「協賛者」という。）が、協賛を申込み場合は、別に定める協賛申込書を学長に提出するものとする。

(協賛の受入決定)

第6条 学長は、前条の申込みがあった場合は、審査の上、受入れの可否を決定する。

2 学長は、受入れの可否を決定したときは、協賛者に通知するものとする。

(協賛金の納入)

第7条 受入れが決定した協賛者は、所定の期日までに、本学が発行する請求書により協賛金を納入するものとする。

2 学長は、協賛金の納入があったときは、領収書を協賛者に送付するものとする。

3 第1項により納入された協賛金は、返還しない。ただし、本学の責に帰す事由により、協賛事業を実施しなかった又は中止したときは、協賛金を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する協賛金には、利子を付さない。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、次に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 協賛事業の実施に要する経費
- (2) 協賛事業を広く周知するために要する経費
- (3) その他事業実施者の事業運営に要する経費  
(協賛者名の表示等)

第9条 事業実施者は、協賛事業の配付資料及びウェブページへ協賛者名を表示することができる。

2 事業実施者は、前項に規定するほか、協賛事業への出展等必要に応じ、協賛特典を付すことができる。

3 前2項の規定により協賛者名を表示する場合は、商品名が表示されているもの及び学長が不適切と判断するものは、掲載できない。

(協賛金の取扱い)

第10条 学長は、前条に規定する協賛者名の表示及び協賛特典の付与等の状態に応じ、対価性のある協賛金は雑入として、それ以外の協賛金は寄附金収入として取り扱うものとする。

(協賛申込の不受理)

第11条 学長は、協賛者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛申込書を受理しないものとし、協賛者に対し、その旨通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした、又は本学を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある企業等の場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を行っている、若しくは過去に行ったことがある、又はその恐れがあると認められる企業等の場合
- (3) 法令又は公序良俗に反する企業等の場合
- (4) 本学の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある企業等の場合
- (5) その他、学長が不相当と認める企業等の場合

(協賛の取消し)

第12条 学長は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、協賛の受入れを取り消すものとする。

- (1) 協賛者から協賛辞退の申出があった場合
- (2) 協賛者が前条各号いずれかに該当すると認められた場合

2 学長は、前項第2号に該当することとなった場合は、協賛の受入れを取り消し、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、必要に応じ、適切な処置を講ずるものとする。

(事務)

第13条 協賛金に関する受入れその他総括事務は学術国際部研究推進課が、経理に関する事務は総務部財務課及び経理調達課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、協賛金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。